平成２９年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人あすなろ会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成２９年１２月２５日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部　ささえあい福祉局　福祉監査指導課

	文書指摘事項	**是正・改善状況報告**
1	理事兼評議員について平成 28 年度の理事会及び評議員会への欠席又は書面表決（評議員会を除く。）が続く者、評議員について平成 28 年度の評議員会への欠席が続く者が見られた。また、当該理事兼評議員及び評議員については、平成 29 年４月１日以降も評議員に就任していたが、平成 29 年６月 23 日の定時評議員会は出席していたことを確認した。 ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事及び評議員の改選を検討すること。 なお、本件指摘については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 （審査基準第３の１の（３））	左記、指摘事項に記載のとおり、平成 29 年６月 23 日の定時評議員会に出席いただいており、平成 29 年 11 月 10 日開催の評議員会についても出席されている。 引き続き、出席可能な日に日程調整を行う。 理事会においても日程を調整し、出席いただいている。理事会においても同様に出席可能な日に日程調整を引き続き行う。
2	社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額を超過している科目があった。 ついては、予算変更の必要がある場合には、必要額を精査した上で補正予算を調製し、理事会及び評議員会の承認を受けること。 （留意事項２（１）、（２）、経理規程第 19 条）	平成 29 年度３月補正予算の算定にあたり、当法人の施設長会にて、各拠点に予算準拠主義の説明をした。 平成 29 年度３月補正予算の算定にあたっては、今まで以上に精査した予算を作成し、理事会・評議員会の承認を受ける。
3	附属明細書について、次のような状況が見受けられた。 ① 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書（以下「固定資産明細書」という。）の帳簿価額が貸借対照表と異なっていた拠点があった。 該当拠点等：白兎あすなろ拠点（器具及び備品：期首）鳥取西ディサービスセンター（器具及び備品：	附属明細書について十分な確認ができていなかった。平成 29 年度決算においては、このようなことが無いよう確認・点検し、正しく作成する。

	期末） ② 引当金明細書の期首残高を記載していない拠点があった。 該当拠点：鳥取あすなろ保育園、久松保育園、美和あすなろ ③ 引当金明細書の期首残高が誤っている拠点があった。 該当拠点：白兎保育園、鳥取西ディサービスセンター、ケアハウスあすなろ ④ 積立金・積立資産明細書に、退職給付引当資産を記載していない拠点があった。 該当拠点：ケアハウスあすなろ ついては、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。 また、固定資産明細書のソフトウェアが有形固定資産となっている拠点があった。 該当拠点：鳥取あすなろ保育園、久松保育園、鳥取西ディサービスセンター、ケアハウスあすなろ、白兎保育園 ついては、ソフトウェアは無形固定資産とすること。 （会計省令第 30 条、運用上の取扱い 25）	